

堺市公報 第130号	令和2年7月31日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<規則>	
○堺市事務分掌規則の一部を改正する規則 【総務局行政部行政経営課】.....	2
<告示>	
○令和元年台風第19号による申告等の延長後の期限について 【財政局税務部税制課】.....	3
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】.....	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】.....	6
○介護保険法に基づく介護医療院の開設の許可について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】.....	11
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】.....	12
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】.....	14
○介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について 【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】.....	15
<公告>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について 【市長公室政策企画部】.....	16
○堺市循環型社会形成推進条例に基づく事業計画書等の提出及び縦覧について 【環境局環境保全部環境対策課】.....	17
○農用地利用集積計画 【産業振興局農政部農地課】.....	18
○都市計画法に基づく工事の完了について	

【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24
○都市計画法第66条の規定に基づく公告	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	25
○南部大阪都市計画公園事業に係る図書の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園緑地整備課】	25
<上下水道局管理規程>	
○堺市水道事業給水条例施行規程及び堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	
【上下水道局サービス推進部事業サービス課】	26
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	27
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	30
<教育委員会規則>	
○堺市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則	
【教育委員会事務局総務部学務課】	31
<農業委員会告示>	
○農業委員会総会の招集について	
【農業委員会事務局】	32

規 則

堺市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市規則第67号

堺市事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市事務分掌規則（昭和47年規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長公室政策企画部の分掌事務を定める部分中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

（19）堺市SDGs未来都市推進本部に関すること。

別表第1環境局環境都市推進部環境政策課企画係の分掌事務を定める部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

堺市告示第261号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2第1項及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第5条の規定に基づき、令和元年堺市告示第389号（11月6日付け）において別に市長が定める日まで延長することとした当該市長が定める日（法人の市民税に係るものに限る。）は、その期限が令和元年10月12日から令和2年8月30日までの間に到来するものについて、令和2年8月31日とする。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

堺市告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2776401784
事業所名称	ルルポ泉ヶ丘ケアプランセンター
事業所所在地	堺市南区三原台一丁2番3号
指定の申請者	株式会社シーエムエス福祉開発
主たる事務所の所在地	堺市南区三原台一丁2番3号
代表者名	萩原孝暁
指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776003812
事業所名称	アイ三国ヶ丘ケアプランセンター
事業所所在地	堺市堺区中三国ヶ丘町四丁6番12号
指定の申請者	アイ合同会社
主たる事務所の所在地	堺市堺区中三国ヶ丘町四丁6番12号
代表者名	伊達千寿
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776401818
事業所名称	サン宮ケアプランセンター
事業所所在地	堺市南区赤坂台一丁13番11号
指定の申請者	一般社団法人サン宮
主たる事務所の所在地	堺市南区赤坂台一丁13番11号

代表者名	山東美智子
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776100279
事業所名称	プラウド介護サービス
事業所所在地	堺市中区深井水池町3276番地 ハート水池ビル301号室
指定の申請者	株式会社ビルドアップ
主たる事務所の所在地	堺市中区東山556番地1
代表者名	柘矢健一
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776600518
事業所名称	ビルドケア 堺
事業所所在地	堺市美原区阿弥413-20
指定の申請者	合同会社LINKLINE
主たる事務所の所在地	堺市東区白鷺町3-15-3
代表者名	大田修平
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	居宅介護支援

介護保険事業所番号	2776502888
事業所名称	ベストライフ
事業所所在地	堺市北区大豆塚町二丁17番地3 レザビハイツI 105号
指定の申請者	株式会社GRIT JAPAN

主たる事務所の所在地	大阪府大阪市大正区泉尾一丁目11-8
代表者名	藤村寛史
指定年月日	令和2年3月1日
サービスの種類	居宅介護支援

堺市告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766590364
事業所名称	アミーナース 訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区新堀町二丁目106番地2
指定の申請者	株式会社セルクル
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区南堀江一丁目11-16-703
代表者名	東晴美
指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776003796
事業所名称	訪問介護CLAN堺
事業所所在地	堺市堺区海山町四丁目167-5 メゾン海山町102号

指定の申請者	株式会社CLAN
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江一丁目1番18号
代表者名	太田篤史
指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776401792
事業所名称	ルルポ泉ヶ丘ヘルパーステーション
事業所所在地	堺市南区三原台一丁目2番3号
指定の申請者	株式会社シーエムエス福祉開発
主たる事務所の所在地	堺市南区三原台一丁目2番3号
代表者名	萩原孝暁
指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776103398
事業所名称	あいあいヘルパーステーション
事業所所在地	堺市中区大野芝町170番地11
指定の申請者	株式会社Marks
主たる事務所の所在地	堺市中区大野芝町170番地11
代表者名	中井利
指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776401800
事業所名称	ルルポ泉ヶ丘ショートステイ

事業所所在地	堺市南区三原台一丁2番3号
指定の申請者	株式会社シーエムエス福祉開発
主たる事務所の所在地	堺市南区三原台一丁2番3号
代表者名	萩原孝暁
指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	短期入所生活介護（単独型・ユニット型）

介護保険事業所番号	2766290171
事業所名称	ラポール訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市東区日置荘北町二丁目10-28 A103号
指定の申請者	株式会社やまゆり
主たる事務所の所在地	堺市南区新檜尾台一丁35番17号
代表者名	中野智憲
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2766290189
事業所名称	訪問看護ステーションケアリング
事業所所在地	堺市東区引野町二丁目102番地4
指定の申請者	株式会社ケアリング
主たる事務所の所在地	堺市東区引野町二丁目102番地4
代表者名	藤岡美樹
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	訪問看護

介護保険事業所番号	2776003838
-----------	------------

事業所名称	エルケア株式会社 エルケアデイサービス御陵前
事業所所在地	堺市堺区昭和通二丁36番地1
指定の申請者	エルケア株式会社
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
代表者名	宇野元博
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776003820
事業所名称	GRAND SPA せせらぎ
事業所所在地	堺市堺区霞ヶ丘町四丁1番38号
指定の申請者	株式会社せせらぎ
主たる事務所の所在地	堺市西区鳳西町一丁68番地21
代表者名	水沼義隆
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	通所介護

介護保険事業所番号	2776502888
事業所名称	ベストライフ
事業所所在地	堺市北区大豆塚町二丁17番地3 レザビハイツI 105号
指定の申請者	株式会社GRIT JAPAN
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市大正区泉尾一丁目11-8
代表者名	藤村寛史
指定年月日	令和2年3月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776502896
事業所名称	ケア21堺北
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町三丁目11-1
指定の申請者	株式会社ケア21
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号
代表者名	依田平
指定年月日	令和2年3月1日
サービスの種類	福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776103406
事業所名称	ケア21深井
事業所所在地	堺市中区深井沢町3124番 サンハイム格谷105号
指定の申請者	株式会社ケア21
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号
代表者名	依田平
指定年月日	令和2年3月1日
サービスの種類	訪問介護

介護保険事業所番号	2776502896
事業所名称	ケア21堺北
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町三丁目11-1
指定の申請者	株式会社ケア21
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号
代表者名	依田平
指定年月日	令和2年3月1日
サービスの種類	特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	2776003846
事業所名称	デイサービス ケアプラス三国ヶ丘
事業所所在地	堺市堺区向陵中町六丁6番1号
指定の申請者	照恵商事株式会社
主たる事務所の所在地	堺市堺区向陵中町六丁6番1号
代表者名	的場和隆
指定年月日	令和2年3月1日
サービスの種類	通所介護

堺市告示第264号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定に基づき、同法第8条第29項に規定する介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7第1号の規定により告示する。

令和2年7月31日

堺市長 永藤英機

介護保険事業所番号	2776502870
事業所名称	医療法人以和貴会 北条病院 介護医療院
事業所所在地	堺市北区百舌鳥陵南町一丁77番地1
指定の申請者	医療法人以和貴会
主たる事務所の所在地	堺市北区中村町450番地
代表者名	高野公男
許可年月日	令和2年2月1日

サービスの種類	介護医療院
---------	-------

堺市告示第265号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2766590364
事業所名称	アミーナース 訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市北区新堀町二丁106番地2
指定の申請者	株式会社セルクル
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区南堀江一丁目11-16-703
代表者名	東晴美
指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776401800
事業所名称	ルルポ泉ヶ丘ショートステイ
事業所所在地	堺市南区三原台一丁2番3号
指定の申請者	株式会社シーエムエス福祉開発
主たる事務所の所在地	堺市南区三原台一丁2番3号
代表者名	萩原孝暁

指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	介護予防短期入所生活介護(単独型・ユニット型)

介護保険事業所番号	2766290171
事業所名称	ラポール訪問看護ステーション
事業所所在地	堺市東区日置荘北町二丁目10-28 A103号
指定の申請者	株式会社やまゆり
主たる事務所の所在地	堺市南区新檜尾台一丁35番17号
代表者名	中野智憲
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	2776502896
事業所名称	ケア21堺北
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町三丁目11-1
指定の申請者	株式会社ケア21
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号
代表者名	依田平
指定年月日	令和2年3月1日
サービスの種類	介護予防福祉用具貸与

介護保険事業所番号	2776502896
事業所名称	ケア21堺北
事業所所在地	堺市北区百舌鳥梅町三丁目11-1
指定の申請者	株式会社ケア21
主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号

代表者名	依田平
指定年月日	令和2年3月1日
サービスの種類	特定介護予防福祉用具販売

堺市告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

介護保険事業所番号	2796400212
事業所名称	和みの話 年輪
事業所所在地	堺市南区御池台五丁2番2号
指定の申請者	社会福祉法人朋和会
主たる事務所の所在地	堺市南区御池台五丁2番2号
代表者名	橋本恭子
指定年月日	令和2年1月1日
サービスの種類	認知症対応型通所介護

介護保険事業所番号	2796000319
事業所名称	エルケア株式会社 エルケアローズガーデン御陵前
事業所所在地	堺市堺区昭和通二丁36番1
指定の申請者	エルケア株式会社

主たる事務所の所在地	大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階
代表者名	宇野元博
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

介護保険事業所番号	2796200158
事業所名称	エイジ・コート日置荘
事業所所在地	堺市東区日置荘西町三丁29番3号
指定の申請者	株式会社エイジケア
主たる事務所の所在地	大阪府吹田市広芝町9番12号
代表者名	永井勝彦
指定年月日	令和2年2月1日
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

~~~~~

堺市告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として指定したので、同法第115条の20第1号の規定により告示する。

令和2年7月31日

堺市長 永藤英機

|           |               |
|-----------|---------------|
| 介護保険事業所番号 | 2796400212    |
| 事業所名称     | 和みの話 年輪       |
| 事業所所在地    | 堺市南区御池台五丁2番2号 |

|            |                |
|------------|----------------|
| 指定の申請者     | 社会福祉法人朋和会      |
| 主たる事務所の所在地 | 堺市南区御池台五丁2番2号  |
| 代表者名       | 橋本恭子           |
| 指定年月日      | 令和2年1月1日       |
| サービスの種類    | 介護予防認知症対応型通所介護 |

|            |                                 |
|------------|---------------------------------|
| 介護保険事業所番号  | 2796000319                      |
| 事業所名称      | エルケア株式会社 エルケアローズガーデン御陵前         |
| 事業所所在地     | 堺市堺区昭和通二丁36番1                   |
| 指定の申請者     | エルケア株式会社                        |
| 主たる事務所の所在地 | 大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル25階 |
| 代表者名       | 宇野元博                            |
| 指定年月日      | 令和2年2月1日                        |
| サービスの種類    | 介護予防小規模多機能型居宅介護                 |

## 公 告

### 堺市公告第427号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機



- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
令和2年国勢調査 調査用品仕分け・配送等業務（その2） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南田出井町1丁1-1  
市長公室政策企画部調査統計担当
- 3 落札者を決定した日  
令和2年4月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社プリントキャリア  
代表取締役 西山 一郎  
東大阪市荒本北2丁目6番21号
- 5 落札金額  
¥21,450,000-（取引に係る消費税額等を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年4月3日

~~~~~

堺市公告第428号

堺市循環型社会形成推進条例（平成15年条例第32号）第29条第1項及び第30条の規定に基づき、事業計画書及び説明会等計画書の提出があったので、同条例第31条の規定により公告するとともに、当該事業計画書等を下記の期間一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

堺市長 永藤英機

- 1 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
ケイミュー株式会社
代表取締役 木村 均
- 2 廃棄物処理施設の設置の場所
堺市堺区築港南町10番地の一部
- 3 廃棄物処理施設の種類
混錬施設
- 4 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
燃え殻 ばいじん
※石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含まず、
建築資材化できるものに限る。
- 5 廃棄物処理施設の処理能力
323 t / 日 (8時間)
- 6 事業計画書等の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 場所
堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 高層館4階
環境局環境保全部環境対策課
 - (2) 期間
令和2年7月31日(金)から令和2年8月29日(土)まで
ただし、堺市の休日に関する条例(平成2年条例第20号)第2条第1項に規定する
休日を除く。
 - (3) 時間
午前9時から正午まで及び午後0時45分から午後5時30分まで

~~~~~

堺市公告第429号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条の規定に基づき、次のと

おり公告する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

令和2年度 第4号

農 用 地 利 用 集 積 計 画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年7月9日

堺 市

1 利用権設定各筆明細

| 利用権の設定を受ける者(借手)              |        | 利用権を設定する農地  |        |      |                     | 利用権を設定する者(貸し手)  |       | 設定する利用権           |        |           |            |        |                  |
|------------------------------|--------|-------------|--------|------|---------------------|-----------------|-------|-------------------|--------|-----------|------------|--------|------------------|
| 住所                           | 氏名     | 所在          | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所              | 氏名    | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期        | 終期         | 借賃(円)  | 借賃の支払い方法         |
| 堺市南区和泉954番地3<br>オースター1番館302号 | 紀/本 正基 | 西区菱木4丁      | 2904-3 | 畑    | 781                 | 堺市西区菱木3丁2639番地1 | 床山 文彦 | 賃借権               | 畑として利用 | 令和2年9月1日  | 令和5年8月31日  | 10,000 | 毎年未までに貸し人指定口座に振込 |
|                              |        | 南区鉢ヶ峯寺      | 2986   | 畑    | 184                 | 堺市南区鉢ヶ峯寺1458番地  | 西野 春巳 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和2年9月1日  | 令和5年8月31日  | -      | -                |
|                              |        | 南区鉢ヶ峯寺      | 2987   | 畑    | 194                 |                 |       |                   |        |           |            |        |                  |
| 大阪市住吉区藤辻1丁<br>3番6号           | 小松 勝治  | 南区鉢ヶ峯寺      | 2988   | 畑    | 1,402               | 堺市東区石原町4丁259番地  | 久保 幸司 | 賃借権               | 畑として利用 | 令和2年8月1日  | 令和5年7月31日  | 15,000 | 毎年未までに貸し人指定口座に振込 |
|                              |        | 美原区小寺       | 451    | 田    | 1,170のうち<br>1,000   |                 |       |                   |        |           |            |        |                  |
|                              |        | 南区片蔵        | 1709   | 畑    | 706                 |                 |       |                   |        |           |            |        |                  |
| 堺市南区富蔵243番地                  | 中野 元裕  | 南区片蔵        | 1710   | 畑    | 1,005               | 堺市南区片蔵758番地2    | 奥野 常規 | 賃借権               | 畑として利用 | 令和2年10月1日 | 令和5年9月30日  | 20,000 | 毎年未までに貸し人指定口座に振込 |
|                              |        | 南区片蔵        | 1710   | 畑    | 1,005               | 堺市南区片蔵758番地2    | 奥野 満子 | 賃借権               | 畑として利用 | 令和2年10月1日 | 令和5年9月30日  | 30,000 | 毎年未までに貸し人指定口座に振込 |
| 堺市中区深井水池町<br>2859番地6         | 谷川 幸司  | 中区<br>深井畑山町 | 135-3  | 畑    | 416                 | 堺市西区鳳西町1丁69番地11 | 尾松 義弘 | 使用貸借による権利         | 畑として利用 | 令和2年8月1日  | 令和5年12月31日 | -      | -                |

**使用貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**賃貸借**

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

## (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (3) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (4) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (5) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (6) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

## (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (8) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (9) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

~~~~~

堺市公告第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

美原区平尾2112番1、2112番2、2112番8、2113番1及び2113番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県尼崎市長洲本通一丁目4番2号

株式会社くらし計画

代表取締役 岸本 吉史

~~~~~

堺市公告第431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

東区白鷺町三丁299番71、299番118から299番197まで、1739番4の一部及び1739番5から1739番7まで（第二工区及び第三工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名



大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号  
フジ住宅株式会社  
代表取締役 宮脇 宣綱

~~~~~

堺市公告第432号

大阪府知事による南部大阪都市計画公園事業の認可告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画事業の種類及び名称
南部大阪都市計画公園事業 6・5・201－2号原池公園
- 2 施行者の名称
堺市
- 3 事務所の所在地
堺市堺区南瓦町3番1号
- 4 事業地の所在
6・5・201－2号原池公園
堺市中区八田寺町及び平井地内

~~~~~

堺市公告第433号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、大阪府知事から南部大阪都市計画公園事業の事業計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年7月31日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
南部大阪都市計画公園事業 6・5・201-2号原池公園
- 2 施行者の名称  
堺市
- 3 事業施行期間  
平成6年6月29日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地  
(6・5・201-2号原池公園)
  - (1) 収用の部分  
平成27年大阪府告示第507号の事業地について、堺市中区平井地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分  
なし
- 5 縦覧場所  
堺市堺区南瓦町3番1号  
堺市建設局公園緑地部公園緑地整備課

## 上下水道局管理規程

堺市水道事業給水条例施行規程及び堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

令和2年7月31日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

堺市上下水道局管理規程第20号

堺市水道事業給水条例施行規程及び堺市上下水道局会計規程の  
一部を改正する規程

(堺市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第1条 堺市水道事業給水条例施行規程(昭和42年水道事業所管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第26条第9項第1項」を「第26条第9項第1号」に改める。

第20条に次の1号を加える。

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項に規定する指定代理納付者による納付の方法

(堺市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 堺市上下水道局会計規程(平成19年上下水道局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第40条の次に次の1条を加える。

(指定代理納付者の納付による収納)

第40条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定による指定代理納付者の納付による収納については、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第99号

堺市水道事業給水条例(昭和33年条例第13号)第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局管理規程第6号)第7条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月31日

## 堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1414号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
指定期間の末日 令和7年7月6日  
事業者の名称 反中 裕太  
事業者の住所 堺市北区中百舌鳥町4丁471番地ベーネ102号  
事業所の名称 光裕設備  
事業所の所在地 堺市北区中百舌鳥町4丁471番地ベーネ102号

指 定 番 号 第1415号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
指定期間の末日 令和7年7月6日  
事業者の名称 株式会社牛谷工務店  
事業者の住所 堺市中区深井北町117番地7  
代表者の職氏名 代表取締役 牛谷 賢二  
事業所の名称 株式会社牛谷工務店  
事業所の所在地 堺市中区深井北町117番地7

指 定 番 号 第1416号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
指定期間の末日 令和7年7月6日  
事業者の名称 株式会社オリエント組  
事業者の住所 大阪市浪速区浪速東3丁目7番1号  
代表者の職氏名 代表取締役 山岡 義信  
事業所の名称 株式会社オリエント組  
事業所の所在地 大阪市浪速区浪速東3丁目7番1号

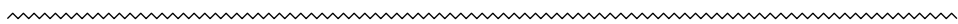
指 定 番 号 第1417号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
指定期間の末日 令和7年7月6日  
事業者の名称 株式会社クリーンライフ  
事業者の住所 吹田市江の木町5丁目24番701号フェスタ江坂  
代表者の職氏名 代表取締役 元村 祐次  
事業所の名称 株式会社クリーンライフ  
事業所の所在地 吹田市江の木町5丁目24番701号フェスタ江坂

指 定 番 号 第1418号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
指定期間の末日 令和7年7月6日  
事業者の名称 福井 将人  
事業者の住所 大阪市住之江区安立2丁目2番10号  
事業所の名称 エフエムウォーターサービス  
事業所の所在地 大阪市住之江区安立2丁目2番10号

指 定 番 号 第1419号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
指定期間の末日 令和7年7月6日  
事業者の名称 有限会社コジマ設備  
事業者の住所 堺市北区百舌鳥陵南町2丁660番地108号  
代表者の職氏名 代表取締役 小嶋 友之  
事業所の名称 有限会社コジマ設備  
事業所の所在地 堺市北区百舌鳥陵南町2丁660番地108号

指 定 番 号 第1420号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
指定期間の末日 令和7年7月6日  
事業者の名称 増田 龍寛  
事業者の住所 大阪狭山市西山台1丁目7番5号  
事業所の名称 増田工建  
事業所の所在地 大阪狭山市西山台1丁目7番5号

指 定 番 号 第1421号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
指定期間の末日 令和7年7月6日  
事業者の名称 株式会社コネクトライフ  
事業者の住所 堺市堺区向陵西町4丁7番26号  
代表者の職氏名 代表取締役 坂本 裕司  
事業所の名称 株式会社コネクトライフ  
事業所の所在地 堺市堺区向陵西町4丁7番26号 - 5 F



## 堺市上下水道局公告第100号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年7月31日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第1701号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
事 業 者 の 名 称 株式会社オリエント組  
事 業 者 の 住 所 大阪市浪速区浪速東3丁目7番1号  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 山岡 義信  
営 業 所 の 名 称 株式会社オリエント組  
営 業 所 の 所 在 地 大阪市浪速区浪速東3丁目7番1号

指 定 番 号 第1702号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
事 業 者 の 名 称 株式会社イースマイル  
事 業 者 の 住 所 大阪府中央区瓦屋町3丁目7番3号イースマイルビル  
代 表 者 の 職 氏 名 代表取締役 島村 禮孝  
営 業 所 の 名 称 株式会社イースマイル  
営 業 所 の 所 在 地 大阪府中央区瓦屋町3丁目7番3号イースマイルビル

指 定 番 号 第1703号  
指 定 年 月 日 令和2年7月7日  
事 業 者 の 名 称 福井 将人  
事 業 者 の 住 所 大阪市住之江区安立2丁目2番10号  
営 業 所 の 名 称 エフエムウォーターサービス  
営 業 所 の 所 在 地 大阪市住之江区安立2丁目2番10号

教育委員会規則

堺市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年7月31日

堺市教育委員会

教育長 中谷省三

堺市教育委員会規則第32号

堺市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

堺市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和39年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の1の項の表榎小学校の項中

「  
1～38、152及び153番地  
」を「  
1～38及び153～156番地  
」に改め、

同表三国丘小学校の項中

「  
1～38、152及び153番地を除く。  
」を「  
1～38及び153～156番地を除く。  
」に改め、

同表白鷺小学校の項中

「  
14街区、17街区（1号を除く。）、18街区及び23街区  
」を「  
14街区、17街区（1号を除く。）、18街区及び23街区～29街区  
」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農業委員会告示

堺市農業委員会告示第8号

堺市農業委員会総会を招集するので、堺市農業委員会総会規則（昭和38年農業委員会規則第3号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年7月31日

堺市農業委員会

会長 檀野隆一

[日時]

令和2年8月6日（木）午後1時30分

[場所]

市役所高層館12階 農業委員室

[付議すべき事項]

- 1 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
- 3 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 4 農地法第4条及び第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について
- 5 その他